様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	○ 知事　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	中央区
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年10月19日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無　※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名　中央区長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中央区児童育成手当条例(昭和46年10月中央区条例第22号)による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの(育成手当)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月中央区条例第37号）別表第一　第1の3の項 中央区児童育成手当条例（昭和46年10月中央区条例第22号）による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの（育成手当）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）　第1条	中央区児童育成手当条例（昭和46年10月中央区条例第22号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて(児童)の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、児童について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、(児童)の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中央区児童育成手当条例（昭和46年10月中央区条例第22号） 中央区児童育成手当条例施行規則（平成46年10月中央区規則第30号）